

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、平成30年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」)といえます。)の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から「残高等証明書」の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します。(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください。)

①欄は、「残高等証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の⑩の金額を④欄及び⑤欄に記入します(この場合には、証明事項の⑩の金額の左側に「計」が表示されています)。

● ③欄は、下部の証明事項の①・②・③・④の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※③欄の③の記入について
控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑥欄の③の割合や③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑥の割合を書き、異なる場合は③欄の③は記入を省略して、⑥欄の⑤に①の算式により計算した①と②との金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

(算式)

$$i \frac{(\text{④欄の③の金額}) \times (\text{⑥欄の②又は⑦の金額})}{(\text{④欄の②の金額})} \times (\text{⑥欄の③又は⑧の割合}) = \text{円}$$

$$ii \frac{(\text{④欄の③の金額})}{(\text{④欄の②の金額})} \times (\text{⑥欄の③の割合}) = \text{円}$$

● ⑧欄は、下部の証明事項の①・②の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑫欄及び⑬欄は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

※平成30年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日平成〇年〇月〇日」と記載します。
- 2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載します。

平成30年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(印刷)

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたため、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ)あなたの方名	国税太郎
給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-××
給与の支払者の代表者(印)			

区分	住宅のみ	住宅及び土地等のみ	増改築等に係る借入金等の年末残高
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	円	円	円
家屋又は土地等の取得対価の額	円	円	円
家屋の総床面積又は土地等の面積のうち居住用部分の床面積又は土地等の面積の割合	円	円	円
取得対価の額に係る借入金等の年末残高	円	円	円
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高	円	円	円
年間所得の見積額	円	円	円
特定増改築等の費用の額	円	円	円
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	円	円	円
計	円	円	円

備考 私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高39,500,000円のうち、19,750,000円を負担することとしています。
 (〇〇市△△町×-××-×× 国税春子 勤務先 〇〇株式会社)

● この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
 ● この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」の添付が必要です。
 ● 下の証明書は、取り置きしてください。

平成30年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×-××-××

左記の方が、平成29年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成30年10月16日

〇〇税務署長 〇〇〇〇

(証明事項)

区分	家屋	土地等	増改築等をした部分	増改築等
居住開始年月日	平成29年7月24日(特定)			
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000		
家屋又は土地等の総床面積又は面積	70.00	80.00		
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は面積	70.00	80.00		200,000

(平成29年中居住者用)

証明事項の各欄は、平成29年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限りする。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記入します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に転記します。

○設例(中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

住所及び氏名

住所 〇〇市△△町×-××-×× 氏名 国税春子

氏名 国税太郎

区分	住宅のみ	住宅及び土地等のみ	増改築等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高		40,000,000	
家屋又は土地等の取得対価の額		12,500,000	
家屋の総床面積又は土地等の面積のうち居住用部分の床面積又は土地等の面積の割合		100	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高		12,500,000	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高		12,500,000	
年間所得の見積額		8,800,000	
特定増改築等の費用の額			200,000
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高			200,000
計		20,000,000	200,000

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入者 氏名 国税太郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額	年末残高	当初金額
予定額	39,500,000	円
平成29年7月17日	40,500,000	円

借入期間又は支払期間 平成29年7月から平成54年6月までの25年 月間

居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額 円

(摘要) 連帯債務者 国税春子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、平成30年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第14条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同法第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)

39,500,000 × 50 = 19,750,000

「控除申告書」の①欄に転記します。

(注)「あなたの負担すべき割合」については、原則として、「計算明細書」の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

※平成29年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた給与所得者の方には、平成30年10月頃に税務署から記載例等が送付されます。